

新型コロナウイルスにより影響を受けている中小企業者の皆様へ

セーフティーネット保証5号（業況が悪化している業種）

指定業種に属する事業を営んでおり、業況が悪化している中小企業者の方に対して、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき、町長が特定中小企業者として認定を行います。

指定業種	全国的に業況の悪化している業種
対象者	(イ) 売上高の減少 最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上の減少していること (ロ) 仕入価格上昇、価格転嫁困難 製品などの原価のうち20%を占める原油などの仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品など価格に転嫁できない中小企業者
保証限度額	2億8,000万円（通常の保証枠とは別枠）
保証割合	融資額の80%を保証
保証利率	0.65%
指定期間	令和2年5月1日（金）～令和4年6月30日（木）まで

申請書様式

5号の（イ）の売上高の減少の認定様式

- 1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、または営んでいる複数の事業がすべて指定業種に属する場合

○認定様式（5号）（イ） ※同じものを2通提出してください

- 2 主たる事業（最近1年間の売上高などが最も大きい事業）が属する業種（主たる事業）が指定業種である場合であって、主たる業種および申請者全体の売上高など双方が認定基準を満たす場合

○認定様式（5号）（イ） ※同じものを2通提出してください

- 3 指定業種に属する事業の売上高などの減少が申請者全体の売上高などに相当程度の影響を与えていることによって、申請者全体の売上高などが認定基準を満たす場合

○認定様式（5号）（イ） ※同じものを2通提出してください

5号の（ロ）仕入価格上昇、価格転嫁困難の認定様式

- 1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、または営んでいる複数の事業がすべて指定業種に属する場合

○認定様式（5号）（ロ） ※同じものを2通提出してください

- 2 主たる事業（最近1年間の売上高などが最も大きい事業）が属する業種（主たる事業）が指定業種である場合であって、主たる業種および申請者全体の売上高など双方が認定基準を満たす場合

○認定様式（5号）（ロ） ※同じものを2通提出してください

- 3 指定業種に属する事業の売上高などの減少が申請者全体の売上高などに相当程度の影響を与えていることによって、申請者全体の売上高などが認定基準を満たす場合

○認定様式（5号）（ロ） ※同じものを2通提出してください

【お問い合わせ先】 聖籠町産業観光課地域振興係

電話 0254-27-2111（内線122）